

社会福祉法人ひまわりの会
後援会会則

平成27年6月28日

社会福祉法人ひまわりの会後援会

社会福祉法人ひまわりの会

後援会会則

- 第1条 この会は、社会福祉法人ひまわりの会后援会と称し、事務所を社会福祉法人ひまわりの会内に置く
- 第2条 この会は、支援・サポートの必要のある方が、生涯安心して社会生活がおくれるよう、会員相互、ご家族・地域社会及び関係機関が一体となり、施設整備や、支援、見守りをおこない、彼らが心豊かな人生が送れるよう援助することを目的とする
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う
- (イ) ボランティア活動を行う
 - (ロ) 会員相互の親睦と情報交換を図る
 - (ハ) チャリティ活動
 - (ニ) 物品販売事業
 - (ホ) 後援会新聞の発行
 - (ヘ) その他
- 第4条 会員は、当会の運営趣旨に賛同する、個人会員と法人会員で組織する。
- 第5条 この会に次の役員を置く
- | | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|-----|
| 会長 | 1名 | 副会長 | 2名 | 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 | 顧問 | 若干名 | | |
- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない
 - 3 理事は会員の中から選任し、総会の承認を経て決定する
 - 4 会長、副会長は理事会において選出する
 - 5 監事は、理事会の同意を得て会長が委嘱する
 - 6 顧問は、理事会の同意を経て会長が委嘱する
- 第6条 理事は、理事会を組織し、会務を審議する
- 第7条 総会は、年1回とし、必要ある時は、理事会の議を経て臨時に開催することができる
- 第8条 この会の経費は、会費並びに寄付金及び事業収益金をもって充てる

個人会員会費は、年額101,000円とする

法人会員会費は、年額1010,000円とする

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

第10条 この会の運営に必要な事項は、理事会において定める

第11条 この会則の改定は、理事会で審議のうえ総会で承認し決定する

附則

この会則は、昭和55年6月17日から施行する。

この会則は、平成27年6月28日に改正し施行する。